

○JURA運営委員会に関する細則

平成22年4月9日制定執行部会議

(趣旨)

第1条 この細則は、城西大学機関リポジトリ管理運営規程第4条に基づき、城西大学機関リポジトリJURA運営委員会（以下「委員会」という。）の審議事項、構成、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) JURAの構築、運用及び推進に関する事項
- (2) JURAの広報、公開及び将来計画に関する事項
- (3) JURAと関連組織等の連携に関する事項
- (4) JURAに登録する教育・研究成果等の著作権の取扱等に関する事。
- (4) JURAに登録されたコンテンツの削除に関する事
- (5) その他JURAに関する事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員を持って組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 図書館副館長
- (3) 各学部、語学教育センターから選出された教員2名、但し理学部は教員3名
- (4) 城西短期大学、別科から選出された教員1名
- (5) 事務局から選出された専任職員2名
- (6) 情報科学研究センター事務長
- (7) 図書館事務長
- (8) その他図書館長が必要と認めた者

2 委員は、図書館長の推薦により学長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 前条第3項から5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

2 前項の委員は、これを再任することができる。

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

2 副委員長は、図書館副館長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(有識者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、会議に学内外の有識者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、図書館事務室において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。